



## 感染防止対策に関する取り組み事項

### 1 院内感染対策に係る体制

本院では、院長を「院内感染管理者」と定め、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

### 2 院内感染対策の業務内容

- 1) 感染性の高い疾患が疑われる場合は一般診療の患者さんと導線を分けた診察スペースを確保し診察を行います
- 2) 標準予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、それに沿って院内感染対策を推進します。
- 3) 定期的な院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

### 3 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

### 4 院内感染発生時の対応

院内感染の発生、または疑われる場合は、感染対策委員会の委員長に報告し、感染の拡大に速やかに対応する。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合、三戸地方保健所と速やかに連携し対応する。

### 5 抗菌薬の適正使用

抗菌薬の使用については厚生労働省のガイダンスに基づき、適正に使用いたします。

### 6 感染対策連携

感染防止対策の推進のため、ガイドラインを参考に当院の実情にあった感染防止対策マニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。

地域の医療機関との感染防止対策合同カンファレンスに参加し（年4回）、必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染予防に努めます。